**長野県告示第270号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和7年6月5日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

松本市

2 事業の種類

松本市波田中央運動広場移設整備事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

松本市波田字町道地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）**

松本市波田中央運動広場移設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓場、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である松本市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）**ア 本件事業の施行により得られる利益**

松本市は、市民の心と身体健康増進のため、市内に運動広場21施設を設置し、市民がいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境の整備を行っている。

本件事業の対象となる「松本市波田中央運動広場」（以下、現運動広場という。）は、野球、サッカー等の屋外スポーツ用のグラウンドを備え、早朝や夜間のスポーツ活動や各種大会を開催する等多くの市民に利用されており、松本市スポーツ推進計画の中核を担う施設のひとつである。

令和4年3月に、松本市が策定した「松本市立病院建設基本計画」により、老朽化した市立病院の新築移転対象地として現運動広場の敷地が決定し、新病院の建設に伴い、現運動広場を別の場所へ移転する必要性が生じた。

地域住民や現運動広場の利用者や団体からは、現在のスポーツ活動の継続と、安心・安全にスポーツに親しむ環境整備が求められていることから、波田地域内への移転整備に向けて、現運動広場と同規模の用地を確保する必要がある。

本件事業の施行により、波田地域の住民や施設利用者が、これまでどおりスポーツに親しむ環境が整備されることで、今後とも市民の健康増進の向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

(3)のアのとおり、新築する松本市立病院の移転先として現運動広場が決定したことにより、地域住民や施設利用者のスポーツ活動の継続性を確保するため、新たな運動広場の移転先となる用地を取得する本件事業は早期に施行されるべき事業と認め

- られる。
- イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
- 本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。
- また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。
- ウ 収用する公益上の必要性
- 以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。
- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
- 松本市住民自治局波田地区地域づくりセンター

建設政策課

長野県告示第271号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び南佐久郡南相木村役場に備え置きます。

令和 7 年 6 月 5 日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
中島 2 号	右に掲げる座標に存する 1 点から 15 点までを順次結んだ線及び 1 点と 15 点を結んだ線に囲まれた土地の区域	南佐久郡南相木村		見上	1 点 北緯 36度02分09秒9786 東経 138度32分40秒8824
		〃		西原	2 点 北緯 36度02分09秒2655 東経 138度32分39秒9883
		〃		〃	3 点 北緯 36度02分09秒1386 東経 138度32分38秒7996
		〃		〃	4 点 北緯 36度02分10秒1644 東経 138度32分38秒1257
		〃		〃	5 点 北緯 36度02分11秒6997 東経 138度32分37秒5956
		〃		〃	6 点 北緯 36度02分13秒0414 東経 138度32分38秒1083
		〃		〃	7 点 北緯 36度02分13秒1488 東経 138度32分37秒1690
		〃		〃	8 点 北緯 36度02分12秒4303 東経 138度32分36秒7849
		〃		東和田	9 点 北緯 36度02分12秒5740 東経 138度32分35秒4589
		〃		〃	10点 北緯 36度02分13秒9567 東経 138度32分35秒9747
		〃		岩ば祢	11点 北緯 36度02分14秒3864 東経 138度32分37秒2283
		〃		〃	12点 北緯 36度02分14秒2306 東経 138度32分38秒3195
		〃		〃	13点 北緯 36度02分13秒1657 東経 138度32分40秒1943
		〃		〃	14点 北緯 36度02分11秒4954 東経 138度32分39秒5893
		〃		〃	15点 北緯 36度02分11秒1773 東経 138度32分39秒1538

砂 防 課

長野県松本建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 7 年 6 月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 5 日

長野県松本建設事務所長 唐 澤 則 夫

1 道路の種類

県道

2 路線名

奈川野麦高根線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市奈川473番の1地先から 松本市奈川438番の1地先まで	旧	m 3.9～6.8	km 0.6200
同上	新	6.8～10.0	0.6200

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年6月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年6月5日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

1 道路の種類

県道

2 路線名

上越飯山線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字照里字腰2753番地先から 飯山市大字常盤字西畔1262番地先まで	旧	m 8.8～13.0	km 0.7796
同上	新	10.9～13.6	0.7800

道路管理課

選告示第15号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

令和7年6月5日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山 昇一

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ信州	1	信越放送株式会社	1
信越放送株式会社	1		
長野朝日放送株式会社	1		

選挙管理委員会

選告示第16号

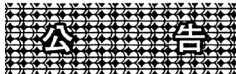
政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、参議院長野県選出議員選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めます。

令和7年6月5日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山 昇一

日本放送協会
株式会社テレビ信州
信越放送株式会社
長野朝日放送株式会社

選挙管理委員会



公告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和7年6月5日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
令和7年 5月29日	令和7年 6月27日 から 令和10年 6月26日	長野県 第893号	乾燥菌体肥料	丸善 ベジ タブルグ リーン肥料	窒素全量 4.0% リン酸全量1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	丸善食品工業株式会 社 長野県千曲市大字寂 蒔880番地

農業技術課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月5日

長野県工業技術総合センター所長 風間 武

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

長野県工業技術総合センターコンピュータシステム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監